

改正感染症法の施行状況について

(公布：平成18年12月8日)

1 平成19年4月1日施行分（結核に関する規定等）

○政省令等の策定（平成19年3月）

- ・政令：改正法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
- ・省令：改正法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令
- ・告示：感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の一部改正、結核に関する特定感染症予防指針 等

○その他円滑な施行に向けた取組

- ・ 施行に向けた疑義照会に対する電話対応及び当該対応結果（回答）の各都道府県等への配布（平成18年12月～平成19年3月 計3回）。
- ・ 都道府県等担当者に対する説明会を開催（平成19年3月）。
- ・ 結核予防法に基づき措置の対象となっていた者について、感染症法に基づく措置に移行させるための必要な取扱いを明示するなど、所要の通知を发出（平成19年3月）。

→ 結核対策の現状に鑑み、制度の継続性を考慮しつつ施行

2 平成19年6月1日施行分（病原体規制等）

○政省令等の策定（平成19年3月～4月）

- ・政令：改正法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
- ・省令：3月19日から4月17日までパブリックコメントを実施。
なお、運搬の届出については、国家公安委員会規則を策定済み。

○告示、施行通知、マニュアル、申請等の手引き等の作成等

- ・告示：規制対象から除外される特定病原体等の指定
特定病原体等の運搬に関する基準
安全キャビネット、標識等に関する規格 等
- ・マニュアル等：特定病原体等の運搬に関するマニュアル
特定病原体等の所持の許可、届出等に関する手引き 等

○厚生労働省ホームページ、病原体等所持者等に対する説明会等により制度の周知徹底を図るとともに（5月に全国7か所で開催）、事前相談等を実施。

- ・厚生労働省ホームページ：

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou17/03.html>

→ 制度の円滑な施行を確保